

平成28年6月三種町議会定例会会議録

平成28年6月8日三種町議会を三種町議会議場に招集した。

一、出席した議員は次のとおりである。

1番	大澤和雄	2番	宮田幹保
3番	安藤賢藏	4番	三浦敦
5番	清水欣也	6番	工藤秀明
7番	高橋満	8番	石井秀基
9番	鈴木一幸	10番	小澤高道
11番	成田光一	12番	加藤彦次郎
13番	後藤栄美子	14番	堺谷直樹
15番	伊藤千作	16番	平賀真
17番	児玉信長	18番	金子芳継

一、欠席した議員は、次のとおりである。

なし

一、遅参した議員は、次のとおりである。

なし

一、早退した議員は、次のとおりである。

なし

一、地方自治法第121条の規定により、説明員として出席を求めた者並びに委任を受け出席した者は、次のとおりである。

町長	三浦正隆	副町長	高堂弘道
教育長	鎌田義人	総務課長	木村信悦
企画政策課長	相原信孝	税務課長	児玉直久
町民生活課長	川村義之	福祉課長	加藤正美
健康推進課長	青山勇人	農林課長	眞川信一
商工観光交流課長	伊藤祐光	建設課長	高橋善浩
上下水道課長	近藤仁	琴丘総合支所長	高橋泉
山本総合支所長	山田幸樹	会計課長	岡部衛
教育次長	畠山広栄	代表監査委員	門間芳継
農業委員会事務局長	信太清勝		

一、本会議の書記及び職務のため出席した職員は、次のとおりである。

議会事務局長	腰丸豊	議会事務局長補佐	平澤仁美
議会事務局主査	池内和人		

一、議事日程

平成28年6月8日(水)

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	議長の諸報告
日程第4	町長の行政報告
日程第5	請願・陳情等常任委員会付託
日程第6	議案の上程 報告第2号～議案第90号 (提案理由の説明・町長)
日程第7	一般質問

平成28年6月9日(木)

日程第7	一般質問
------	------

平成28年6月10日(金)

日程第8	報告第2号	平成27年度三種町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第9	報告第3号	平成27年度三種町公共下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について
日程第10	承認第2号	専決処分の承認を求めることについて(三種町町税条例等の一部を改正する条例)
日程第11	承認第3号	専決処分の承認を求めることについて(三種町国民健康保険条例の一部を改正する条例)
日程第12	承認第4号	専決処分の承認を求めることについて(平成27年度三種町一般会計補正予算)
日程第13	承認第5号	専決処分の承認を求めることについて(平成27年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算)
日程第14	承認第6号	専決処分の承認を求めることについて(平成27年度三種町公共下水道事業特別会計補正予算)
日程第15	承認第7号	専決処分の承認を求めることについて(平成27年度三種町農業集落排水事業特別会計補正予算)
日程第16	承認第8号	専決処分の承認を求めることについて(平成27年度三種町介護保険事業勘定特別会計補正予算)
日程第17	承認第9号	専決処分の承認を求めることについて(平成28年度三種町水道事業会計補正予算)
日程第18	議案第77号	三種町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
日程第19	議案第78号	三種町児童の保育園における保育の奨励に関する条例の一部改正について

- 日程第20 議案第79号 三種町八竜健康保養施設の設置及び管理運営に関する  
条例の一部改正について
- 日程第21 議案第80号 三種町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準  
を定める条例の一部改正について
- 日程第22 議案第81号 三種町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に  
関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第23 議案第82号 指定管理者の指定について（三種町八竜高齢者交流  
施設）
- 日程第24 議案第83号 平成28年度三種町農業集落排水事業特別会計への繰  
入について
- 日程第25 議案第84号 平成28年度三種町一般会計予算の補正について
- 日程第26 議案第85号 平成28年度三種町国民健康保険事業勘定特別会計予  
算の補正について
- 日程第27 議案第86号 平成28年度三種町公共下水道事業特別会計予算の補  
正について
- 日程第28 議案第87号 平成28年度三種町農業集落排水事業特別会計予算の  
補正について
- 日程第29 議案第88号 平成28年度三種町衛生処理事業特別会計予算の補正  
について
- 日程第30 議案第89号 平成28年度三種町水道事業会計予算の補正について
- 日程第31 議案第90号 三種町教育委員会の委員の任命について
- 日程第32 請願・陳情委員長報告、審議処理
- 日程第33 選任第1号 議会常任委員会委員の選任について
- 日程第34 選任第2号 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第35 選任第3号 議会広報編集特別委員会委員の選任について
- 日程第36 決議第1号 議会改革特別委員会設置に関する決議について
- 日程第37 選挙第1号 能代山本広域市町村圏組合議会の議員の選挙について
- 日程第38 選挙第2号 能代市山本郡養護老人ホーム組合議会の議員の選挙に  
ついて
- 日程第39 発議第2号 議員派遣の件について(県北地区町村議会議員研修会、  
町村議会広報研修会、町村議会議員研修会)
- 日程第40 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件
- 日程第41 議会広報編集特別委員会の閉会中の継続調査の件

一、本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7まで

議長 金子芳継は、平成28年6月8日、出席議員が定足数に達したので、本会議を開  
会する旨宣告した。(午前9時59分 開会)

議長 (金子芳継)  
おはようございます。  
ただいまから、平成28年6月三種町議会定例会を開会いたします。  
ただいまの出席議員数は18名であり、定足数に達しております。  
本日の会議を開きます。  
書記には腰丸君を任命いたします。  
説明員として、町長、教育長及び代表監査委員の出席を求めています。  
日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員には、会議規則第124条の規定により3番、安藤賢蔵議  
員、4番、三浦 敦議員を指名いたします。  
日程第2. 会期の決定の件についてお諮りいたします。  
その前に、議会運営委員会が開かれましたので、委員長から本定例会の会  
期について報告を求めます。議会運営委員長。

議会運営  
委員長 (伊藤千作)  
おはようございます。  
平成28年6月三種町議会定例会に当たり、6月2日に開催した議会運営  
委員会の協議結果についてご報告いたします。  
本日皆様のお手元に配付しております議事日程表のとおり、会期は本日6  
月8日から10日までの3日間としております。審議案件等につきましても、  
議事日程表のとおりとなっておりますので、議員各位の慎重かつ円滑なご審  
議をお願い申し上げまして、報告といたします。以上です。

議長 (金子芳継)  
ただいまの委員長の報告のとおり、本定例会の会期は本日6月8日から6  
月10日までの3日間としたいと思います。  
これにご異議ございませんか。  
(異議なしの声あり)

議長 (金子芳継)  
ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日より6月10日までの3  
日間と決定いたしました。  
日程第3. 諸般の報告をいたします。  
平成28年2月、3月、4月の例月出納検査の報告については、皆さんに  
事前に配付したとおりでございます。  
また、町長より地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、提出第  
1号から提出第3号まで、各出資法人の経営状況等を説明する書類が提出さ  
れております。  
なお、これらについては説明を省略いたします。  
以上で諸般の報告を終わります。  
日程第4. 町長より行政報告を求めます。町長。

町長 (三浦正隆)  
おはようございます。

6月議会定例会の開会に当たり、3月定例議会以降の町の動きなどをご報告申し上げ、議員各位並びに町民各位のご理解とご協力をいただきたいと思います。

それでは、総務課関係から順次ご報告申し上げます。

初めに、平成28年熊本地震災害義援金について申し上げます。

4月14日に発生しました熊本地方を震源とする最大震度7の地震によって熊本県を中心に九州地方では大きな被害が発生しております。

今回の地震では、日本クアオルト協議会員として親交があります大分県由布市も大きな被害を受けており、災害復興支援を願い、緊急に20万円を義援金として送金したところでございます。

また、職員も独自に募金活動に取り組み5月11日に日本赤十字社秋田県支部を通し、被災者の直接支援を目的とする義援金として送金しております。

町といたしましては、6月末まで災害義援金の募金箱を本庁及び各総合支所に設置し、募金の受付を実施しておりますので、引き続き町民各位のご協力をお願い申し上げます。

被災地の皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧を願っております。

続きまして、企画政策課関係についてご報告申し上げます。

初めに、三種町新・元気づくり支援事業について申し上げます。

元気づくり支援事業につきましては、当初3年間で終了とする予定でありましたが、事業の効果も高く、自治会や各種団体からの継続要望も多く、昨年度から更に内容を充実させ、補助金申請額50万円以下と10万円以下に分けて実施したところであります。

昨年度事業の実績報告会は、3月19日に八竜農村環境改善センターで行われ、10万円以下の25団体は書類審査を、50万円以下の17団体については、書類及びプレゼンテーション審査を実施し、全ての団体が適正であると認められ、補助金が確定されたところであります。

また、今年度事業につきましては、4月24日に公開審査会を開催し、3時間に及ぶ審査の結果、10万円以下については、22団体、216万2,000円、50万円以下については、13団体、531万円、合計747万2,000円の事業を採択しております。

各団体とも、地域の元気づくりに頑張っていただけのもので期待しているところであります。

次に、「NHKラジオ公開収録 民謡をたずねて」について申し上げます。

三種町誕生10周年を記念する事業として、5月22日、琴丘総合体育館で行われ、事前にハガキで申し込みのありました300名を超える観客が、民謡界を代表する演奏と歌声を堪能しました。曲目は、「秋田音頭」や「ドンパン節」「秋田おぼこ」など秋田県の民謡を中心に青森県、岩手県の民謡も披露されたほか、じゅんさいやサンドクラフトなど三種町の特産品や観光情報も紹介されております。

今回収録された内容は、7月9日、16日、23日の午後12時30分から12時55分に、NHK第1とNHKFMで全国放送されますので、お聴きいただきたいと存じます。

次に、ふるさと納税について申し上げます。

昨年度の実績は、8,932件、1億954万9,302円となっております。

納税された方の使い道指定としましては、特に「指定のないもの」が最も多く、3,168件、4,018万9,000円となっており、次に多いのが「未来を担う子供達の教育支援と伝統・文化の保存事業」、2,454件、2,897万3,121円、3番目が「豊かな自然環境を守り、創る事業」、1,959件、2,385万100円となっております。

今年度も返礼品のさらなる充実を図り、ふるさと納税の推進に努めてまいります。

次に、クアオルト推進事業について申し上げます。

昨年度から「クアオルト推進室」を新設し、地域おこし協力隊2名を加えた5名体制で、健康教室、ウォーキング大会、交流イベントなどの事業を展開してまいりました。

昨年度は、早朝のクアオルトウォーキングを993回、チャレンジデーでの浅利純子さんとのウォーキングなど各種ウォーキング大会を17回開催したほか、あきた白神周遊バスの体験ツアーに組み入れていただくなど、延べ8,929名の参加実績となっております。

今年度は、一層加速して事業が展開されていくものと考えておりますので、議員各位を初め皆様のご参加、ご協力をお願い申し上げます。

続きまして、税務課関係についてご報告申し上げます。

初めに、町税等の平成27年度課税分収納状況について申し上げます。

平成27年度現年分の最終収納率は、現在集計中ではありますが、5月20日現在の収納率は、個人町民税が前年比0.04%増の98.62%、固定資産税が前年比0.32%増の96.68%、軽自動車税が前年比0.03%増の98.35%、国民健康保険税が前年比0.14%減の95.89%となっており、国保税を除き、前年を上回る収納率で推移している状況であることから、最終的には前年度収納率を維持できるものと考えております。

次に、平成28年度の課税状況について申し上げます。

既に課税済み、あるいは課税作業中の税目につきまして、各税目の調定額等を前年度数値と比較して申し上げます。

軽自動車税につきましては、既に課税済みではありますが、本年度課税分から全ての車両に新税率が適用されたこと等により、16%増の5,873万2,000円となっております。

固定資産税につきましても既に課税済みであり、0.05%減の7億707万5,000円となっております。

個人町民税につきましては、現在作業中であり未確定であります。所得は前年に比べ、3.52%の増となる見込みであります。詳細については、この後、県及び国へ報告する「市町村税課税状況等の調べ」によることとなります。営業所得が対前年比5.98%の減と不振だったほかは農業所得がほぼ倍増するなど他の所得が対前年比増となっており、これらの要因により、所得は増加するものと見込んでおります。

平成27年度の我が国経済の動向については、政府によれば、雇用・所得環境が改善し、原油価格の低下等により緩やかな回復基調が続いているとされております。ただし、輸出が弱含みで個人消費及び民間設備投資の回復におくれが見られたともされており、地方や中小企業では、緩やかな回復基調を実感できない状況下であり、その取り巻く環境は依然として厳しいものと認識している次第であります。

今後とも町税等の納税に対する町民の皆様の特段のご理解とご協力をお願い申し上げます。

続きまして、町民生活課関係についてご報告申し上げます。

初めに、4月17日に行われた「全町クリーンアップ」について申し上げます。

八郎湖周辺のクリーンアップに合わせ、全町一斉に実施されたところであり、当日は、八郎湖周辺や集落周辺に1,909名の町民各位が参加し、2トントラック11台、軽トラック151台分の可燃ごみ並びに不燃ごみを回収しております。

身近な環境を守るために、参加された皆様に感謝申し上げます。今後とも地域の環境美化にご協力くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

次に、三種町防災訓練について申し上げます。

昭和58年に発生しました日本海中部地震の教訓を基に制定された「県民防災の日」の趣旨と「地域防災計画」に基づき、町と三種消防署の共催により、今年度は八竜地域の八竜中学校周辺と八竜体育館前を訓練会場として、5月26日に実施しております。

訓練は、当日の午前6時、秋田県沖を震源とするマグニチュード7.7の地震が発生、震度5強の強い揺れを記録して、八竜大曲地区では住宅火災が発生し、電気、水道等の施設に大きな被害が発生したとの想定で、消防団員並びに消防署による火災防衛訓練及び救急救助訓練と、地元大曲自治会によるバケツリレーでの初期消火訓練が行われております。中でも八竜中学校周辺で約560メートル間を、ポンプ車及び小型ポンプ車14台での中継送水を行った訓練は、給水確保が困難な地域にとって今後の消火活動に役立つ大きな成果となりました。

この日の訓練では、消防団や地域住民など133名の参加とポンプ車及び消防車両21台が出動し、予定どおり訓練を終えることができました。

防災体制の強化と地域住民への防災思想の高揚を図るという、防災訓練の目的は十分に果たされたものと存じます。

次に、機能別団員について申し上げます。

本町消防団は、昨年度から日中の火災など特定の場合に出動する機能別団員制度を導入しております。

日中は仕事の都合で火災現場などに駆けつけることができない団員がふえていることから、消防団や消防署員のOBを機能別団員として採用したもので、4月1日現在で50人が登録されており、内訳は琴丘地域が20名、八竜地域が12名、山本地域が18名となっております。

町としては、恒常的に団員の確保に悩まされていることから、消防団活動を補完するものとして、その役割に大いに期待するものであります。

次に、防災行政無線について申し上げます。

5月19日に実施設計及び監理業務委託の入札を執行し、落札業者が決定しております。今後は7月末までに実施設計を完成させ、早期完成を目指し、事業の推進を図ってまいりたいと存じます。

続きまして、福祉課関係についてご報告申し上げます。

初めに、年金生活者等支援臨時福祉給付金について申し上げます。

本給付金につきましては、一億総活躍社会の実現に向け、賃金引き上げの恩恵を受けにくい低所得者の高齢者を支援するため、一人当たり交付額を3万円とし、平成28年前半の個人消費の下支えに資するよう、国の施策として実施するものであります。

本町の給付対象者は、3,250人、予算総額9,750万円となっております。去る3月28日に交付申請書を発送し、5月17日には、第1回目として2,820人に対し8,460万円の交付を行っております。今後、6月末まで申請受付を実施し、順次交付手続を行っていく予定となっております。

次に、臨時福祉給付金について申し上げます。

本給付金につきましては、消費税増税に伴う低所得者の負担軽減を図る目的で、今年度は一人当たり3,000円の交付額となっております。本町の給付対象者は4,500人、総額1,350万円を見込んでおります。

今後、8月上旬に交付申請書を発送し、9月中旬には第1回目を交付する予定となっております。

なお、この臨時福祉給付金と同時に、最初に申し上げました「年金生活者等支援臨時福祉給付金」の一環として、65歳未満の障害・遺族基礎年金受給者約500人に対しましても、今年度一人当たり3万円、総額1,500万円を加算して交付することとなっております。今定例会に、これら2つの給付金と事務費を合わせた補正予算を計上しておりますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

次に、「ねんりんピック秋田2017」について申し上げます。

平成29年9月9日から12日までの4日間、秋田県を会場に「第30回全国健康福祉祭・ねんりんピック秋田2017」が開催される予定となっております。県内17市町村を会場に、スポーツ交流や文化交流など26種目の交流大会の開催のほか、健康関連や福祉・生きがいイベント、オリジナル

イベント等の実施が予定されております。

本町におきましては、ふれあいスポーツ交流大会として「マレットゴルフ」を能代市との共催で実施することとなっており、現在、競技団体や県、能代市との協議を重ねているところでございます。

今後は、「ねんりんピック秋田2017・三種町実行委員会」を設立し、競技関係者及び関係機関等のご協力を得ながら、本大会の実施、成功に向け体制整備を進めることとなっております。

続きまして、健康推進課関係についてご報告申し上げます。

初めに、平成27年度がん検診受診率の状況について申し上げます。

胃がん検診者は前年度から17名減の1,666名、検診率21.6%。大腸がん検診者は93名減の2,214名、検診率28.7%。肺がん検診者は72名減の2,073名、26.9%となっております。また、20歳以上が対象となる子宮がん検診は45名減の1,016名。40歳以上が対象となる乳がん検診者は1,164名。この2種類の婦人科検診は2年に1回受診していれば受診者とすることから、検診率は子宮がんが31.0%、乳がんが24.1%となっております。

また、国民健康保険の特定健診は、受診者数1,370人、受診率33.6%前年度比2.2ポイント増となっております。

脳ドック健診の半額助成制度を活用した人数は124名、男女比率は、男性36%、女性64%となっており、地区別では琴丘地域31%、山本地域30%、八竜地域39%。年代別では、60代が最も多く53%、70代25%、50代17%、40代5%となっております。

今年度の早朝検診は、ひまわりセンターの会場を皮切りに6月27日から始まります。健康チェックや疾病の早期発見のためにも、各種健診を大いに活用していただきたいと強く願うところであります。

次に、自殺予防対策について申し上げます。

昨年6月からインターネットを使って、本人や家族の心の健康状態、またストレス状況、アルコール依存症、認知症について、簡易に診断できる「こころの体温計」を導入いたしました。

昨年度のアクセス件数は1万3,858件となっております。本事業につきましては、三種町のホームページから利用できるようになっており、自宅のパソコンや携帯電話、スマートフォンからも利用できますので、ぜひ多くの方にご利用いただきたいと存じます。

次に、健康保険事業について申し上げます。

三種町国民健康保険の平成28年4月末現在における被保険者数は4,693名であり、前年に比べ人数で201名、率にして4.1%の減少となっております。また、被保険者の平均年齢は56.69歳で、65歳から74歳までの被保険者の割合が全体の44.7%を占めております。

町民全体に占める国保加入者割合は26.7%ではありますが、65歳から74歳で限って見ますと69.4%の加入率となっております。

平成27年度の国保会計につきましては、国保税の一人当たり調定額が、前年度に比べ3,986円、率にして5%減の7万5,535円となっており、また、一人当たりの保険給付費は34万1,609円と前年度に比べ8.2%の増となったことから、平成28年度への繰越額は、約6,000万円と、前年度に比べ2,000万円ほど少なくなる見込みとなっております。

次に、福祉医療費について申し上げます。

平成27年度の福祉医療費受給者は、中学生までの全てのお子さんや重度心身障害者等を含め、2,650名となっており、福祉医療費助成額は1億6,444万5,000円となっております。今年8月からは対象年齢を18歳まで拡充することから、新たな対象予定者352名の方へ案内を発送し、6月末までの申請をお願いしているところでございます。

続きまして、農林課関係についてご報告申し上げます。

初めに、4月17日の強風による農業関係被害について申し上げます。

強風による被害の内訳は、パイプハウス関係で73棟、畜舎関係で5棟を確認しており、被害総額は1,584万8,000円となっております。

次に、春の農作業は水稻の播種、育苗期には気温の低下に加え強風被害により成育が心配されたところですが、5月中旬からは気温も上昇し、田植え作業も順調に進み終了しております。本年産米の豊作を願うとともに昨年並みの価格は維持してもらいたいものと願っております。

次に、平成28年産米の生産調整について申し上げます。

町に配分された生産数量目標は、1万8,905トンで昨年に比べ279トン、1.4%の減となりましたが、2,137農家に対して57%で一律配分しております。農家からはこの配分により、水稻生産実施計画書を提出していただいております。現段階の集計では89.9%の農家より生産調整にご協力いただくこととなっております。計画の内訳として、主食用米が2,957ヘクタール、転作では大豆が828ヘクタール、加工用米と備蓄米が832ヘクタール、ホールクroppサイレージ用稲が24ヘクタールなどとなっております。6月1日から15日までに生産調整の現地確認を実施し、6月24日から3日間、町内3地域で経営所得安定対策加入申請の受付を行う予定となっております。

なお、平成27年産の米・畑作物の収入減少影響緩和対策は、昨年に引き続き標準的収入を下回ったことから、5月9日に収入減少影響緩和交付金の交付に関する告示がありましたのでご報告いたします。

次に、一般社団法人三種町農業公社が行う無料職業紹介事業及び農作業受託登録事業について申し上げます。

無料職業紹介事業は、人手不足に悩む農家・農業生産法人等の労働力を補うとともに、就労を希望する町民の方に、就業の場を提供することを目的として、6月1日からスタートしました。求人希望する場合や農作業への従事を希望する場合には、登録手続きを行っていただき、農業公社が紹介・斡旋を行い、双方の条件が整えば雇用契約を結ぶこととなります。

また、農作業受託登録事業につきましては、農業者の高齢化や後継者不足による遊休農地の発生防止などを目的とした事業であり、現在農作業の全部または一部を請け負う農家を募集しております。

今後もこれら事業の周知に努めるとともに、農家の人手不足の解消と雇用の創出、経営規模等の拡大に繋がるよう努めてまいります。

次に、農地の区画拡大や暗渠排水の定額助成について申し上げます。

今年度は、農地耕作条件改善事業について、2,409万5,000円の内示があったところではありますが、農業基盤整備促進事業については、国の内示がないことから事業採択に向けて引き続き要望してまいります。

次に、多面的機能支払交付金事業について申し上げます。

今年度の活動組織は、昨年末で長寿化組織が2組織終了し、49組織となりました。また、農地維持活動・資源向上活動合わせまして、1億2,748万円の内示があり、今後概算払いを行いながら組織の円滑な事業活動が行われるよう対応・支援してまいります。

次に、林業関係について申し上げます。

石倉山公園山頂東屋は、クアオルトウオーキングの中継地点として利用者も増加してきておりますが、経年劣化等により老朽腐食・破損が著しく、施設利用に支障をきたしておりました。今般、森づくり税事業ふれあいの森整備事業を活用して修繕することとなりましたので、県の交付決定に基づき、実施設計の発注を行ったところでもあります。

次に、松くい虫対策では、今年度も八竜浜田地区から芦崎地区の海岸部にかけて、被害木約4,900本、材積では約1,900立方メートルの伐倒駆除処理を発注したところでもあります。毎年春と秋に伐倒駆除を行っておりますが、被害に処理が追いつかない状況となっております。今後とも被害の拡大阻止を目指し努力してまいります。

続きまして、商工観光交流課関係についてご報告申し上げます。

初めに、ゆめろん改修工事について申し上げます。

現在、工事は順調に進んでおり、5月末の進捗率は77%となっております。浴室エリアの改修工事が完成し、あす6月9日オープン予定となっております。当初は営業しながらの改修工事を計画しておりましたが、さざなみ苑の浴室改修工事の騒音と、粉じんの影響が予想以上に大きく、また、改修工事によって、一部使用できない浴槽もあることから、5月19日から臨時休業させていただいております。

休業期間につきましては、可能な限り短縮できるよう努めたところではありますが、町民初め利用者の皆様には、大変ご不便をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

今定例会には、改修工事完成後に整備する浴槽のファインバブル発生装置や、備品等の補正予算を計上しておりますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

次に、地方創生加速化交付金事業、地域会社「ぷるるん」が担う観光情報

の発信とふるさと資源の販売促進について申し上げます。

4月22日に、地域会社NPO法人「ぷるるん」の設立総会が開催され、会長に荒樋 豊氏が選任されております。また、4月12日には、「ぷるるん」へじゅんさいを出荷する三種町森岳JGAPじゅんさい生産者組合も組織化されております。

現在は拠点施設の実施設計と、NPO法人申請、首都圏等への販路拡大の営業及びダイレクトメール発送作業をしているところでもあります。

次に、今年度の森岳じゅんさいの里活性化協議会事業について申し上げます。

今年度は、県補助事業「提案型地域産業パワーアップ事業」を活用して、栽培環境調査、JGAP生産者の育成と追加募集、首都圏及び台湾等での商談会、県立大での水耕栽培試験、じゅんさいの日関連イベントなどを実施し、じゅんさいビジョンの達成に向け事業を進めてまいります。

また、これまでの情報発信と取り組みが功を奏し、本年度は、NHKを初め民法各局、ケーブルテレビ等の取材が大変多くなっております。

5月19日と20日には、NHK「鶴瓶の家族に乾杯」の取材があり、ゲストには、じゅんさいが大好きという若手人気俳優、綾野 剛さんが三種町を訪れました。放送は6月27日となっておりますのでご覧いただきたいと存じます。

次に、二酸化炭素削減技術実証試験事業「CCS事業」視察について申し上げます。

5月18日から2日間の日程で、北海道苫小牧市でのCCS事業の先進地視察を実施しております。

CCS事業とは、地球温暖化対策の国家プロジェクト事業で、二酸化炭素を海底地層内に貯留し、温室効果ガス排出量を削減するものであります。

地下貯留に適している海底地層で、有望視されている全国17区域23地点の中に、三種町から能代市にかかる沖合が含まれており、陸上から掘削できる数少ない候補地の一つにもなっております。

苫小牧市にある実証プラントは、国内初の施設で、現在、試験事業を実施しております。このCCSプラントは、日本CCS調査株式会社が経済産業省から受託した事業で、地球温暖化対策の実践事業の一つであります。既に欧米では実用化されている技術であり、適地調査に関しても各種音波探査による地層等の調査を行って、安全には万全を期するとのことで、誘致できれば、地域経済へ与える影響は計り知れないものがあります。

本事業は、長期的な国家プロジェクトとなるため、今後、期成同盟会などの組織づくりも検討しつつ、議員並びに町民の皆様のご理解を得ながら、関係機関と連携し、地域一丸となった国への誘致活動を進めていきたいと考えております。

次に、町出資法人である、さんばりお・ゆうばる・ゆめろんの経営状況について申し上げます。

昨年度の経営状況につきましては、3法人とも黒字決算となっております。決算報告書等は、経営状況等を説明する書類として今定例会へ提出しておりますので、ご参考にしていただきたいと思います。

続きまして、建設課関係についてご報告申し上げます。

初めに、住宅リフォーム助成事業について申し上げます。

昨年度から事業活用度の向上を図るため、対象工事を住宅以外の物置や、車庫の増改築等にも広げ、複数回利用できるように見直した住宅リフォーム助成事業補助の実績は、233、件2、435万円となり、約4億1,000万円の事業創出がなされたところであります。

次に、平成28年度に三種町で発注が見込まれる工事について申し上げます。

4月28日に第1回目の発注見通しを公表しております。公表したのは、予定価格250万円以上の工事23件となっております。なお、これは発注見通しの立っているものについて公表したものであり、実際に発注する工事が公表内容と異なったり、掲載されていない工事が発注される場合がありますのでご理解をお願いいたします。

次に、秋田県及び国の事業について申し上げます。

秋田県事業であります「床上浸水対策特別緊急事業」の起工式と安全祈願祭が、3月28日に山本中学校敷地内において、執り行われました。

この事業は、通常の河川改修事業と並行して進められることから、河川改修の促進が図られるものと期待しているところであります。

次に、国土交通省能代河川国道事務所で実施しております、一般国道7号大曲歩道整備事業につきましては、平成27年度の用地買収契約件数が29件、4分の1の実績となっておりますが、ほとんどが住家敷地で連続的な用地取得に至っていない状況と伺っております。

町としましては、これらの事業の早期完成のため、関係する町民の方々が安全に生活できますことを願い、県や国に対して協力してまいります。

次に、上下水道課関係についてご報告申し上げます。

初めに、生活排水処理事業について申し上げます。

浄化槽設置整備事業につきましては、環境省より10基、173万円の補助内示を受け、事業に着手しており、現在の申請件数は7人槽3件となっております。

次に、温泉事業につきましては、老朽化した施設の計画的な改修を図りながら、持続可能な経営に向け、温泉施設改良実施設計業務を発注しております。

次に、水道事業について申し上げます。

平成28年3月31日をもって簡易水道事業を廃止し、今年度4月1日より上水道事業と経営統合しております。統合による特例的収入及び支出における未収金及び未払金の金額は、それぞれ1,532万9,690円及び1,961万4,901円となっております。

続きまして、教育委員会関係についてご報告申し上げます。

初めに学校関係について申し上げます。

全国学力学習状況調査は、町内の全小学校の6年生と全中学校の3年生が対象で、去る4月19日に実施されております。8月下旬には結果が出される予定でありますので、概要を広報でお知らせする予定となっております。

外国語支援事業につきましては、新規にALTの招致が決定し、男性1名と女性1名が8月に来町します。今後は、現在のニコラス・メアーさんを含め、ALT3名が在籍することになります。

次に、奨学金奨学生の募集を4月1日から開始しておりましたが、4名の申請がありましたので、5月17日の選考委員会において、貸し付けを決定しております。

今年度で5回目となります「子ども議会」を8月4日に開催することになりました。当日は、町内各小中学校から選抜された18人の子供議員が登壇し、一般質問を行うことになっております。

次に、学校給食センター関係について申し上げます。

今年度も、給食費の減免申請を4月から受け付けた結果、5月1日現在で、半額減免者が小学生で513名、中学生が294名の合計807名、全額免除者が、小学生で89名、中学生が51名の合計140名となっており、合わせて947名の児童生徒が対象となっております。減免額は、約2,703万円を見込んでおります。

次に、生涯学習関係について申し上げます。

県が創出した「文化による地域の元気創出助成事業」を受けて、第3回目となる「地歌舞伎の祭典」を9月18日に、日中は山本体育館で、夕方には森岳歌舞伎会館を会場として開催することにしております。町内の民俗芸能団体とじゅんさい音頭推進協議会からの協力をいただきながら、郷土芸能の継承を目的に、開催機運を盛り上げていきたいと考えております。

次に、スポーツ関係について申し上げます。

ことしもGW期間中多くのスポーツ合宿が琴丘総合体育館等で行われました。5月3日から4日まで開催された第31回東日本中学校選抜バスケットボール大会を初め、スポーツ合宿等の宿泊延べ人数は、GW期間中で721人となっております。

次に、スカルパ野球場大規模改修工事につきましては、4月22日付でスポーツ振興くじ助成金1億400万円の内示を受けており、8月中には工事の発注ができるよう準備を進めているところであります。

平成28年度のスポーツ少年団への登録は、町内小学校児童が野球や男女ミニバス等11種目に約280人が登録し、4月16日に琴丘総合体育館で合同入団式を行っております。

当日は、各スポーツ少年団の代表が、力強い誓いの言葉を述べております。今後とも指導員を中心に、側面から支える保護者の協力により、スポーツ少年団本来の目的である「青少年の健全育成」が推進されるよう期待している

ところであります。

次に、5月25日に開催された「チャレンジデー2016」について申し上げます。

4度目の実施となることは、全国128自治体、県内では25市町村で一斉に開催され、本町は、広島県北広島町と参加率を競い合いました。

成績は、本町が、人口1万7,751人に対し、8,527人の参加で48.0%、北広島町が、人口1万9,411人に対し、9,481人の参加で48.8%と、残念ながら惜敗いたしました。

主なイベントとしては、三種町誕生10周年を記念し、琴丘地域拠点センターから町役場の延長47キロのコースを10人で、たすきをつなぐチャレンジ・ランや秋田ノーザンハピネッツの主力選手を招いての釜谷浜コースでのクアオルトウォーキングなど、様々なスポーツイベントが実施され、子供から大人まで多くの町民の方々が、心地よい汗を流した1日となりました。

以上、ご報告申し上げます、行政報告といたします。

議長（金子芳継）

町長の行政報告を終わります。

日程第5. 請願・陳情等常任委員会付託の件を議題といたします。

今期定例会までに受理した請願・陳情は、お手元に配付しております請願・陳情文書表のとおりであります。

なお、朗読は省略いたします。

議会運営委員会において、陳情第6号及び陳情第7号は「教育民生常任委員会」に付託することにしておりますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

議長（金子芳継）

ご異議ないものと認めます。よって、陳情第6号及び陳情第7号は教育民生常任委員会に付託して審査することに決しました。

日程第6. 報告第2号から議案第90号までを一括議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。町長。

町長（三浦正隆）

それでは、提出議案につきましてご説明いたします。

今期定例会の提出議案は、平成27年度予算の繰越計算書の報告2件、専決処分の承認を求める案件8件、条例の一部改正議案5件、指定管理者の指定議案1件、特別会計への繰り入れに関する議案1件、平成28年度一般会計及び各特別会計等の予算の補正に関する議案6件、教育委員会の委員の任命に関する議案1件、合わせまして24件でございます。

初めに、報告第2号及び報告第3号は、平成27年度一般会計予算及び公共下水道事業特別会計予算における平成28年度への繰越明許費を、地方自治法施行令の規定により議会に報告するものであり、主に国の補正予算に伴う補助事業や災害復旧事業等の事業繰り越しを報告するものであります。

報告第3号、平成27年度一般会計予算では、地方創生加速化交付金事業

や農地・農業用施設災害復旧事業など、総務費から災害復旧費までの7事業、事業費総額4億9,898万8,000円の繰り越しをしたものであります。

報告第4号、平成27年度公共下水道事業特別会計予算では、流域下水道事業建設費負担金で、648万9,000円を繰り越したものであります。

次に、承認第2号及び承認第3号は、条例の一部改正条例を専決処分したものであり、地方自治法の規定により議会の同意を求めるものであります。

初めに、承認第2号、三種町町税条例等の一部改正については、地方税法等の改正に伴い、町民税における法人住民税の法人税割の税率を引き下げたほか医療費控除の特例を定め、固定資産税については、再生可能エネルギー発電施設等に係る固定資産税を軽減する特例措置を定め、軽自動車税については、環境性能割を創設し、課税標準及び税率を定めるものであります。

次に、承認第3号、三種町国民健康保険税条例の一部改正については、地方税法施行令の改正に伴い、保険税の低所得者に対する軽減の拡充と課税限度額の引き上げを行うものであります。

次に、承認第4号から承認第8号までは、平成27年度一般会計及び各特別会計の専決処分した補正予算について、議会の承認を求めるものであります。

主に各会計における経常経費の精査や、補助事業等の確定に伴う予算の増減補正であります。

初めに、承認第4号、平成27年度一般会計予算の補正は、歳入歳出それぞれ6,951万円を減額し、予算総額を115億9,378万2,000円とするものであります。

また、債務負担行為の補正であります。借入実績がない事項について廃止をしております。

地方債の補正では、事業費確定による過疎対策事業債の限度額の減額と、高齢者住宅、ひとり親家庭住宅整備資金など貸付事業の実績がない事項について廃止をしております。

次に、歳出であります。全款にわたり人件費の精査及び事務事業の確定に伴う各事業の精算増減でありますので、主要事業を中心に説明いたします。

人件費であります。職員の時間外手当、共済費など総額1,210万円を減額しております。

また、総務費では、主に太陽光発電システム設置費補助金215万5,000円、ふるさと納税謝礼1,428万6,000円、空き家修繕料360万7,000円、個人番号カード等作成委託料433万8,000円などを事業費確定により減額しております。

民生費におきましては、例年より降雪量が少なかったことにより、高齢者世帯等除排雪支援事業補助金950万円を減額したほか、自立支援給付費等552万1,000円、福祉医療給付費950万円などを確定により減額しております。

また、衛生費におきましては、定期個別予防接種及び未熟児養育医療費 2 1 0 万円、可燃ゴミ等収集運搬業務 2 6 4 万 5, 0 0 0 円を確定により減額しております。

農林水産業費では、農地中間管理機構集積協力金 1 0 0 万円、農地耕作条件改善事業費 1 8 0 万円、森林環境保全整備事業費 4 4 2 万 5, 0 0 0 円などを事業費の確定により減額しております。

土木費におきましては、住宅リフォーム助成事業補助金 6 6 4 万 7, 0 0 0 円、除雪関係経費等 9, 4 2 0 万円、下水道事業特別会計繰出金 5 2 4 万 4, 0 0 0 円を事業費確定により減額しております。

また、教育費におきましては、スクールバスの燃料費 1 3 1 万 6, 0 0 0 円、小中学校の燃料費 2 7 1 万 3, 0 0 0 円、生涯学習施設の燃料費等 2 9 2 万円、給食材料費 3 9 1 万 4, 0 0 0 円をそれぞれ事業費の確定により減額しております。

諸支出金の基金費では、歳出の減額及び歳入の譲与税等の確定などに伴い、財政調整基金に 1 億 7, 2 0 9 万 1, 0 0 0 円の積み立てを計上したほか、ふるさと元気づくり基金には、ふるさと納税相当額を積立計上しております。

次に、歳入では、地方揮発油譲与税及び自動車重量譲与税の確定額を計上したほか、利子割交付金から交通安全対策特別交付金までの各種交付金の確定額を計上しております。

使用料及び手数料では、町営住宅使用料 5 8 1 万 1, 0 0 0 円などを確定により減額計上しております。

国庫支出金におきましては、農地耕作条件改善事業 1 8 0 万円、学校施設環境改善交付金 1 2 7 万 9, 0 0 0 円、個人番号カード作成委託交付金 4 3 4 万円をそれぞれ事業費の確定により減額計上しております。

また、県支出金では、自立支援給付費負担金など民生費負担金で 1 1 4 万 1, 0 0 0 円を減額したほか、空き家利活用推進事業費補助金 3 6 3 万 4, 0 0 0 円、市町村子ども・子育て支援事業費補助金 2 4 8 万 4, 0 0 0 円、機構集積協力金交付事業費補助金 1 0 0 万円、流域育成林整備事業 4 8 8 万 9, 0 0 0 円などを確定により減額計上しております。

財産収入では、各基金の利子 2 0 0 万 3, 0 0 0 円、寄附金ではふるさと納税 2 0 4 万 9, 0 0 0 円を増額計上しております。これにより、平成 2 7 年度ふるさと納税額は 1 億 9 5 5 万円となっております。

繰入金の基金繰入金では、収支調整により財政調整基金からの繰入金 4, 4 2 9 万 8, 0 0 0 円を減額計上しております。

町債におきましては、貸付実績のない各住宅整備貸付事業債、高齢者世帯等除排雪支援事業債を減額しております。

以上で一般会計の説明を終わり、続きまして各特別会計等の補正予算についてご説明いたします。

承認第 5 号、平成 2 7 年度国民健康保険事業勘定特別会計の補正予算は、歳入歳出それぞれ 1, 8 0 0 万円を減額し、予算総額を 2 7 億 9, 3 3 3 万

5, 0 0 0 円とするものであります。

歳出で一般療養給付費 1, 8 0 0 万円を減額し、歳入では、同額を一般会計繰入金金の減額とする補正となっております。

次に、承認第 6 号、平成 2 7 年度公共下水道事業特別会計の補正予算は、歳入歳出それぞれ 5 2 4 万 4, 0 0 0 円を減額し、予算総額を 6 億 2, 8 1 3 万 8, 0 0 0 円とするものであります。内容につきましては、歳出で消費税納付金確定による 1 7 9 万 2, 0 0 0 円の減額と、下水道維持費の確定により 3 3 7 万 3, 0 0 0 円を減額計上し、歳入では同額の一般会計繰入金を減額する補正となっております。

承認第 7 号、平成 2 7 年度農業集落排水事業特別会計の補正予算は、歳入歳出それぞれ 1 1 8 万 9, 0 0 0 円を減額し、予算総額を 1 億 6, 3 8 4 万 5, 0 0 0 円とするものであります。内容につきましては、歳出で消費税納付金確定による 1 0 3 万 9, 0 0 0 円の減額、及び長期債利子の減額を計上し、歳入では同額の一般会計繰入金を減額する補正となっております。

次に、承認第 8 号、平成 2 7 年度介護保険事業勘定特別会計の補正予算は、歳入歳出それぞれ 2 7 3 万円を減額し、予算総額を 2 7 億 5, 0 1 6 万 5, 0 0 0 円とするものであります。内容につきましては、歳入で国庫補助金の調整交付金の確定額 2 7 3 万円を減額し、予備費で調整する内容となっております。

次に、承認第 9 号、平成 2 8 年度水道事業会計補正予算は、簡易水道事業特別会計と企業会計であります水道事業会計との統合により、地方公営企業法施行令により、債権及び債務として整理する未収金及び未払金を補正計上するものであります。

続きまして、議案第 7 7 号、三種町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、関係法令等の改正により、特別職の名称を改めるものであります。

次に、議案第 7 8 号、三種町児童の保育園における保育の奨励に関する条例の一部改正については、題名及び奨励措置の手続き等、各条項の文言を実務に即した内容に改めるものであります。

次に、議案第 7 9 号、三種町八竜健康保養施設の設置及び管理運営に関する条例の一部改正については、八竜健康保養施設ゆめろんの改修に伴い、新たに整備される施設の利用料を定めるものであります。

次に、議案第 8 0 号、三種町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、基準となる厚生労働省令の改正に伴い、小規模保育所等における保育士不足に対処するため、保育士の配置基準の弾力化を図るための改正等を行うものであります。

次に、議案第 8 1 号、三種町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、基準となる厚生労働省令の改正に伴い、放課後児童支援員の資格要件を改めるものであります。

続きまして、議案第 8 2 号、指定管理者の指定については、三種町八竜高

齡者交流施設について、新たに平成28年8月からの指定管理者の指定を行うことについて、議会の議決を求めるものであります。

続きまして、議案第83号、平成28年度三種町農業集落排水事業特別会計への繰り入れについては、事業遂行のため、一般会計から78万7,000円を追加繰り入れし、変更後の繰入額を9,503万6,000円以内とするものであります。

次に、議案第84号から議案第89号までは、平成28年度一般会計及び特別会計等の補正予算に関する議案であります。

議案第84号、平成28年度一般会計の補正は、歳入歳出それぞれ、2億2,270万8,000円を追加し、予算総額を110億597万1,000円とするものであります。

初めに、歳出の主なものからご説明いたします。

各款全般において人件費の調整を行っておりますが、給与改定・昇格及び4月の人事異動に伴う調整でありますので、人件費部分の詳細については省略させていただき、その他の増減分を中心にご説明させていただきます。

総務費では、財産管理費において、財産管理登記業務100万円を計上したほか、諸費におきましては、三種町誕生10周年記念事業費を54万円追加計上しております。定住対策費におきましては、空き家利活用修繕300万円、戸籍住民基本台帳費におきましては、個人番号カード等作成業務272万5,000円を追加計上しております。

民生費では、保険者支援分及び保険税軽減分の見込みにより、保険基盤安定対策分の国保会計繰出金1,101万6,000円の減額を計上したほか、新規にねりんピック秋田2017三種町実行委員会が設立され、本年度リハーサル大会が開催されることに伴い、実行委員会への補助金169万4,000円を計上しております。また、八竜高齢者交流施設の年度途中の指定管理移行に伴う予算を計上しております。

また、低所得者・障害年金受給者等に交付される臨時福祉給付金事業費3,356万1,000円を計上し、児童福祉費において、子どもの貧困対策整備計画策定業務等、地域子供の未来応援交付金事業費371万1,000円を計上しております。

衛生費の水道費におきましては、水道事業会計への高料金対策分等繰出基準の見直しに伴い、繰出金2,000万3,000円の減額を計上しております。

また、農林水産業費、農業振興費におきましては、じゅんさい圃場整備助成事業の希望者があることから150万円を追加計上したほか、農業法人確保・育成事業、農業経営発展加速化支援事業、農業経営力向上支援事業など、県補助金を活用して実施する事業として399万5,000円を計上しております。

農地費では、二ツ森地区の水門工事、館村地区の安全柵設置工事、志戸橋ファームへの畑地化促進排水事業費補助金等2,319万円を新規計上して

おります。また、農業施設管理費では、せいぶ館屋根の老朽化により実施する塗装工事686万1,000円を計上しております。

商工費におきましては、発行額1億円、プレミアム10%を予定している三種町商工会地域振興商品券発行事業1,285万7,000円を計上したほか、観光費では、ゆめろんの施設備品消耗品費2,799万円を、ゆうばるの真空温水ヒーター等改修工事費593万5,000円を計上しております。

また、PRラジオ放送及び観光協会補助の一部は、平成27年度繰越明許費で実施される地方創生加速化交付金の対象となりましたので、平成28年度予算から減額するものであります。

土木費の公園管理費では、石倉山公園管理棟の展望台の老朽化に伴う修繕費220万6,000円を計上しております。

続きまして、教育費であります。小学校費の一般修繕として、金岡小学校照明器具、下岩川小学校ガス配管、消火栓ホース、森岳小学校自動火災報知器、琴丘小学校駐車場補修、自動火災報知器、浜口小学校自動火災報知器、消火栓修繕、湖北小学校消火設備など総額235万7,000円を計上したほか、改修工事として、琴丘小学校グラウンド及びバックネット改修工事、各小学校洗浄便座改修工事など796万4,000円を計上しております。また、防犯カメラの設置費も予算計上しております。

中学校費では、一般修繕として山本中学校自動火災報知器、八竜中学校落雷被害による電気系統修繕など639万5,000円と、小学校同様防犯カメラの設置経費を計上しております。

文化振興費では、三種ミュージカル実行委員会補助金384万円、三種町地歌舞伎の祭典実行委員会補助180万円を計上し、新規に旧琴丘公民館解体工事費6,504万3,000円、体育施設管理費では、B&Gプール鉄骨塗装工事1,693万円を計上しております。

災害復旧費では、金仏堤、堤体漏水に伴う補修工事費1,039万9,000円を計上しております。

続きまして、歳入の主なものについてご説明いたします。

国庫支出金では、臨時福祉給付金事業費3,356万1,000円、地域子供の未来応援交付金、個人番号カード作成委託金などを計上しております。

県支出金におきましては、国保保険基盤安定負担金845万7,000円の減額、空き家利活用推進事業費補助金300万円、農業費補助金では、移住就農まると支援事業50万円、農業水利施設保全合理化、農村地域防災減災事業、水田畑地化基盤整備事業、農業経営発展加速化支援事業206万8,000円等を計上しております。繰入金では、収支調整のため財政調整基金繰入金1億6,616万7,000円を計上しております。

諸収入では、三種ミュージカル補助金に充当するコミュニティ助成金260万円を計上しております。

次に、議案第85号、平成28年度国民健康保険事業勘定特別会計補正予算は、歳入歳出それぞれ7,747万3,000円を減額し、予算総額を

26億6,859万5,000円とするものであります。

歳出では、保険給付費の年間給付額の見込み1億1,430万2,000円の減額、後期高齢者支援金等の確定による1,154万円の減額を計上しております。また、諸支出金におきましては、過年度療養給付費等負担金返還金2,724万4,000円を計上しております。

歳入の主な補正は、課税標準の見込みによる国民健康保険税1,078万2,000円の増額と補助対象給付費等の見込みによる国庫支出金420万5,000円の増額を計上したほか、療養給付費等交付金6,231万5,000円の見込みによる減額を計上し、県支出金の調整交付金では、2,888万円の見込みによる減額を計上しております。

次に、議案第86号、平成28年度公共下水道事業特別会計補正予算、議案第87号、農業集落排水事業特別会計補正予算及び議案第88号、衛生処理事業特別会計は、人件費等の補正でありますので説明は省略させていただきます。

次に、議案第89号、平成28年度水道事業会計補正予算は、収益的収入で一般会計補助金2,917万3,000円の減額と、過年度長期前受金収益化不足額917万円の増額補正計上であります。

収益的支出で、原水及び浄水費で浄水場の維持管理費及び修繕費を増額計上し、資本的支出では、各浄水場の監視通報装置設置工事費などを増額計上しております。

続きまして、議案第90号は、三種町教育委員会の委員の任命に関し、議会の同意を求めるものであります。

教育委員5名のうち1名の委員が平成28年6月14日で任期満了となることから、水野京子委員につきまして、今回再任いたしたくご提案申し上げます。

主な経歴にありますとおり、知識経験とも豊かで、現在のご活躍ぶりをみましても教育委員としてふさわしい方ですので、何とぞ、議員の皆様全員からのご同意をお願いするものであります。

以上が今期定例会に提出する議案の概要でありますので、議員の皆様には、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げます。大変長くなりました。どうも失礼いたします。

議長 (金子芳継)

町長の提案理由の説明を終わります。

なお、審議・採決については、6月10日に行います。

日程第7. 一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。16番、平賀 真議員。

16番 (平賀 真)

それでは、私からさきに通告しております次の2点について、当局の考えを聞きたいと思っております。

1点目でございます。

自然災害への対策、被災者に対する町の対応は万全か、お伺いしたいと思っております。

地震、津波、大雨、洪水、土砂災害、台風、豪雪、竜巻、噴火、落雷等日本全土で自然災害が頻発しております。当町における自然災害への対策はどのようなになっているのかお伺いいたします。

被災者が発生した場合、救済制度、見舞金はどのようなになっているのかお伺いいたします。見舞金は条例化すべきではないかと考えておりますが、町長の考えを聞きたいと思っております。

一般住宅の耐震診断の進捗状況を町では把握しているのかお伺いします。補助事業があるようでございますが、今後この補助事業の拡大を検討すべきではないかと考えております。

保育所、小中学校、児童クラブ、福祉施設、自治体における自然災害に対する具体的な対策がとられているのかお伺いいたします。

また、避難訓練等の実施状況はどのようなになっているのかお伺いします。

災害時に対応すべき被災物資の備蓄状況はどのようなになっているのかお伺いします。

各家庭での備蓄品の推進はどのようなになっているのか。防災等のテレビを見ますと、水、食料を含む備蓄品は最低家族全員の3日分が必要という報道がなされております。当局の対応をお伺いいたします。

2点目でございます。

町内の小中学校、保育所における福祉教育はどのように行われているのかお伺いします。

家庭環境の多様化により、三世帯同居家族は少なくなっていると推察されます。子供たちが高齢者と接する機会が減り、福祉に対する意識が薄れてきているのではないのでしょうか。

さまざまな機会を設け、福祉教育の実践の場を設けるべきではないかと考えます。教育、福祉現場での認識はどのようなになっているのかお伺いします。

以上、壇上からの質問を終わります。

議長 (金子芳継)

16番、平賀 真議員の壇上での質問が終わりました。

当局より答弁を求めます。町長。

町長 (三浦正隆)

それでは、16番、平賀 真議員のご質問についてお答えします。

初めに、自然災害に伴い被災者が発生した場合、救済制度、見舞金はどのようなになっているのか、また、見舞金は条例化すべきではないかについてでございますけれども、当町の場合、救済制度として三種町災害弔慰金の支給に関する条例及び三種町災害弔慰金の支給に関する条例施行規則が定められております。

その内容でございますけれども、災害弔慰金の額としては、災害で死亡された場合、生計を主として維持していた方にとっては500万円、その他の

方については250万円というふうになっております。

また、自然災害により精神または身体に著しい障害を受けた町民の方には、災害障害見舞金として、生計を主として維持していた方にとっては250万円、その他の方にとっては125万円としております。

さらに、災害で被害を受けた世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸し付けを行う制度を設けております。

見舞金については、三種町災害罹災者に対する見舞金支給要綱を定めており、災害で被害を受けた罹災者に対し、その自立更生を助長することを目的に見舞金の支給を行っており、全壊、流失の場合は15万円、半壊、床上浸水は5万円であります。

また、平成25年9月16日に発生した台風18号の豪雨による被害を受けた世帯に対しましては、特例的に要綱を改正し、半壊、床上浸水に対しては10万円、床下浸水についても5万円の見舞金を支給するなど機動的な対応をして措置させていただいたところでありますので、現在のところ新たにこの条例の制定は考えてございません。

次に、一般住宅の耐震診断の進捗状況及び補助事業の拡大を検討すべきではないかという点についてでございますけれども、本町において、平成22年9月に三種町耐震改修促進計画を策定しまして、平成27年度の耐震化目標を70%に設定し、この目標達成のため平成23年6月に三種町木造住宅耐震診断補助事業実施要綱を定め、診断の際に補助を行うようにいたしました。実際に申し込み、利用された方はありませんでした。

現在の耐震化率でございますけれども、住宅着工数、リフォームの状況から推計すると、耐震化率は55%程度と見込んでいるところであります。また、現在、上限額が3万円となっている補助内容の拡大につきましては、耐震診断に係る費用がおよそ10万円程度と考えますと、大体3割補助という形になりますので、今以上の補助の拡大は考えていないところでございます。

次に、保育所、小中学校、児童クラブ、福祉施設、自治会における自然災害に対する具体的な対策及び避難訓練等実施状況についてですが、5月26日の県民防災の日にあわせ、先ほども行政報告で申し上げましたけれども、三種町管内の7保育園、6小学校、3中学校においても、地震が発生したとの想定のもと毎年避難訓練を実施しております。

今回の避難訓練に参加された人数は、園児499人、児童728人、生徒では415人、合わせて1,642人が避難訓練に参加しております。

今後も引き続き、防災知識の普及について計画的に実践し、特に予防措置、避難方法などについては、園児、児童、生徒の発育段階に応じた指導により、保育・教育活動全体を通じた防災教育に努めてまいります。

また、ことしは八竜中学校周辺と八竜体育館前を訓練会場として、三種町防災訓練を町と三種消防署の共催により、先ほどご報告申し上げましたように5月26日に実施しております。

訓練は、午前6時に秋田県沖を震源とする地震が発生し、震度5強の強い

揺れを記録して、八竜大曲地区では住宅火災が発生し、電気、水道等の施設に大きな被害が発生したとの想定で、消防団並びに消防署による火災防衛訓練及び救急救助訓練と地元大曲自治会によるバケツリレーによる初期消火訓練が行われております。

この日の訓練では、消防団や地元住民など133名の参加とポンプ車及び消防車両21台が出動し、予定どおり訓練を終えることが出来ました。

防災体制の強化と地域住民への防災思想の高揚を図るという、防火訓練の目的は十分に果たされたものと考えております。

次に、災害時に対応すべき被災物資の備蓄状況及び各家庭での備蓄品の推進についてですが、当町の場合、三種町地域防災計画に基づき、平成24年度から5ヶ年計画で備蓄品を整備し、今年度が最終年度となります。

計画では240人分の備蓄品を確保するものです。今年度末の備蓄品の内訳は、食料品、これはアルファーム米でございますけれども2,130食。それから、スーパー保存水、500ミリリットル換算で4,348本。特殊ミルク等が12缶。それから、防寒類としましてパック毛布360枚。それから、衛生品としましては簡易トイレが21セット。紙おむつ子供用ですが2袋。それから、燃料でございますけれども固形燃料が39セット。その他コンパクトタオル400枚、給水タンク40個、災害用救急箱2セットなどとなっております。

備蓄品の保管場所は、八竜地域は「ふれあいセンター」と「釜谷地区備蓄倉庫」にございますし、山本地域と琴丘地域は「総合支所内」に分散して備蓄品を保管しているところであり、災害が発生した場合に素早い対応が可能と考えております。

また、各家庭での備蓄品の推進については、現在のところ、特に推進はしておりませんが、防災意識の高揚を図る意味から、町の広報等を利用しながら災害発生時に必要な緊急物資の紹介を検討したいと考えております。

福祉教育関連の質問に関しましては、教育長から答弁します。

議 長 (金子芳継)

教育長。

教 育 長 (鎌田義人)

私から、16番、平賀 真議員の2つ目のご質問についてお答えします。

学校や保育所が地域社会と連携しながら、子供たちが障害者や高齢者などとの出会いや触れ合い体験を通じて互いに人間的に成長し合えるような福祉教育を進めていくということはとても重要であると考えています。

町内の小中学校、それから保育所では、祖父母との体験学習、障害者支援施設や老人福祉施設への訪問、そして交流、ひとり暮らしのお年寄りの学校行事への招待や年賀状の送付など様々な出会いや体験活動、ボランティア活動を行っております。

また、町の社会福祉協議会と連携し、アイマスク、点字、手話、車イス等

の疑似体験を行い、障害者に対する「心のバリアフリー」の大切さを学ぶとともに、困っている人を助けるサポーター育成を目指しております。

今後とも福祉教育は発達段階、それから保育所、学校の実態や地域の特徴を生かし、学校の全ての教育活動を通して意図的、計画的に進めてまいりたいと存じております。

以上です。

議長（金子芳継）

当局の答弁が終わりました。

16番、平賀真議員の再質問を許します。16番。

16番（平賀真）

それでは、1点目の答弁に対し再質問を行いたいと思います。

る詳細にご説明いただきましたけれども、この耐震診断の件でございますけれども、推計で全体の55%ということでございますが、リフォーム事業というのが大変好評で今年度も新たに予算をふやしているようでございますが、このリフォームの申請の中で、言ってみれば耐震工事へ、そういったものが具体的に含まれているものなのか、そのところがもし担当のほうでおわかりでしたら伺いたしたいと思います。

議長（金子芳継）

建設課長。

建設課長（高橋善浩）

お答えいたします。

リフォームの申請につきましては、特に耐震に伴うものというものは見受けられておりません。以上です。

議長（金子芳継）

16番。

16番（平賀真）

さきの熊本地震のように直下型の場合、やはり倒壊したのが耐震工事が施されていない住宅等が多かったように見受けられておりますので、もし今後こういったリフォームの場合は確かに古くなった外壁とか、あと若干の増築、いろいろなものがあるでしょうけれども、この建物そのものを維持するためのリフォーム、耐震に対してリフォーム事業とは別枠でもしこういったものを推進する形になれば、この認識も含めて進んでいくかと思うんですけれども、これまでこの耐震の補助を利用した実績がないというのは、もしかしたら逆にこの制度そのものの認識がまだ行き渡っていないかということもありますけれども、今後もし耐震工事を行う場合、そういったリフォームと合わせて補助を増額するようなお考え等がもしおありでしたら伺いたしたいと思います。

議長（金子芳継）

建設課長。

建設課長（高橋善浩）

県内の他の市町村では、そういった助成事業もあるようですけれども、現在町のほうでは今のところはありませんで、今後検討していきたいというふうに考えております。

議長（金子芳継）

16番。

16番（平賀真）

大変このリフォーム事業というのは、町内の業者に対する経済的波及が大変大きいようでございますので、ぜひとも担当課において今後検討していただくようお願いしたいと思います。

あとそれから、先ほどの被災者に対する見舞金制度、弔慰金等は条例等しっかり書いてあったんですけれども、先ほどの洪水等で特例という言い方がございましたけれども、もし私としてはこれもきちんとした形で明記して、今後被災者が出た場合にすぐ対応できるような形で今後検討していただければと思います。

あと、2点目の質問に移りたいと思います。再質問を行いたいと思います。

教育長のほうから、る現状を説明していただきました。ただし、やはりそれぞれ小中学校、また保育所でも年間のスケジュール等細部にわたって各学校では決まっていることかと思えます。それですが、各学校によって詳細にわたるとやはりまだ足りない学校と言いましょか、それによって特色が逆に出ているかと思うんですけれども、どうか数字的なものを今後検討いたしまして、例えば社会福祉協議会との福祉教育のところでは実施されている学校等、資料等を見ますと出ておりますので、もしかしたら社協のそういった教育事業を実践を受けなくても学校単独で行っている学校もあるかと思えますけれども、そういった資料が表に出ますと、ここの学校は頑張っているな、ここの学校は、そういうような比較に陥る可能性もありますので、どうかそういった点も精査しながら具体的なところを教育委員会で把握していただきますよう要望しておきたいと思えます。

まず教育長のお考えはもっともでございますが、どうか学校の授業そのものも大切ですが、心の教育等そういった人間性を高める教育も大変大事なことだと思いますので、今後とも推進にご指導のほうよろしく願いいたしたいと思えます。

議長（金子芳継）

以上でいいですか。

16番（平賀真）

はい。

議長（金子芳継）

以上で、16番、平賀真議員の一般質問を終わります。

次に、10番、小澤高道議員。10番。

10番（小澤高道）

それでは、2点の通告している質問について伺います。

第1点目、保育園の今後についてですけれども、保育園落ちたという待機児童問題など社会的関心がある中、保育園の統廃合といううわさなどが聞こえるこのごろですが、町の今後の保育園運営の考えを伺います。

当町の待機児童の現状は。

全国でも給料を含め待遇が悪いということから、保育士が足りないという問題があるが、公立保育園の保育士は確保されているのか。また、保育士不足で他町村への委託が多くなっているのではないか。

2点目の惣三郎沼公園の整備について伺います。

惣三郎沼周辺は、きれいに手入れされていて魚釣りなどで大会が開かれるなどにぎわっています。また、隣接される子供の遊具がある場所も家族連れでにぎわっていますが、その奥のテニスコート周辺の利用が悪いように感じられるのですが利用の実態について伺います。

森岳温泉の活性化を考えて、当町の高齢化に対応したクアオルトと平行した運動のできるグラウンドゴルフ場に整備してはいかがか。

以上、2点について壇上からの質問を終わります。

議長（金子芳継）

10番、小澤高道議員の壇上での質問が終わりました。

当局より答弁を求めます。町長。

町長（三浦正隆）

それでは、10番、小澤高道議員の1つ目のご質問についてお答えいたします。

初めに、当町の待機児童の現状についてでございますけれども、現時点においては待機児童はおりません。が、今後育児休暇が終了した段階で入園を希望している方のうち1件については、今後保育士の確保ができなければ、入園を待っていただく可能性があります。

また、議員のおっしゃるとおり、全国的に保育士不足の問題が取り上げられておりますが、当町の公立保育園におきましても、午前7時から午後6時までの通常保育と、琴丘・山本両保育園で実施している午後7時までの延長保育を含めた、保育士の勤務シフトは余裕のない状態が続いておりまして日々時間外勤務で対応しているというふうなのが現状でございます。

このため町としましては、引き続きハローワークや町の広報紙を通して保育士の募集をしていくとともに、待遇改善に努めながら保育士の確保を図り、待機児童を出さないよう、また、充実した保育ができるよう鋭意努力してまいりたいと考えております。

また、保育士の採用につきましても今年度は何名かの保育士さんを採用したいというふうに今検討しているところでございます。

なお、町外保育園への入園につきましては、現在13件となっておりますが、町外への入園の理由としては、職場に近い保育園や通勤途中に預けたいといった保護者の希望に沿った結果とご理解いただきたいというふうに思っております。

次に、2つ目のご質問にお答えいたします。

惣三郎沼公園のテニスコート周辺の利用実態についてですけれども、開設当時は全県ゲートボール大会やテニスなど多くの利用がございましたが、現在では、主なものとしましては野球やサッカー、テニスの練習、そしてまた消防の操法訓練または夏まつりなどの限られた利用しかなく、議員ご指摘のとおり芝生の広場に比べて利用頻度は低い状態にあります。

この本施設は、国の補助事業のカントリーパーク事業で造成工事された経緯もありますので、利用者や周辺地区住民の意見も聞きながら、グラウンドゴルフ場の整備の可否につきまして検討していく必要があるものというふうに考えております。

以上でございます。

議長（金子芳継）

当局の答弁が終わりました。

10番、小澤高道議員の再質問を許します。10番。

10番（小澤高道）

新聞報道等で、昨年公立保育所の保育士3名募集している中で、一人も採用できないという記事があります。募集しても受けない理由の要因というのは、どこら辺にあるのかというところを町ではどう思っているのかを聞かせてください。

議長（金子芳継）

福祉課長。

福祉課長（加藤正美）

お答えいたします。

通年にわたってハローワークを通じて、あとは広報紙にも掲載して募集はしておりますが、議員おっしゃるとおりなかなか採用できないということですが、やはり原因については待遇面での問題があるのではないかと、本人がそう判断しているのではないかなと考えております。

議長（金子芳継）

10番。

10番（小澤高道）

待遇ということで、先ほどの町長の答弁にもありましたが、ことし保育所の募集をしたいということですが、臨時保育士という募集をかけると来ないのではないかと。今、正保育士この児童の人数にもよるとは思いますが、そこら辺も含めて正保育士の募集までいくのかどうか、そこら辺ちょっと確認させてください。

議長（金子芳継）

総務課長。

総務課長（木村信悦）

お答えいたします。

正保育士ということですが、来年の3月いっぱい現在正保育士が2名退

職の予定となっております。その補充と合わせまして、その翌年にはまたはっきりとした人数忘れましたが、何名か退職がありますのでそれにプラスして2名プラスで正職員の採用をこれから考えていきたいと思っております。

議長 (金子芳継)  
10番

(小澤高道)  
さっき委託の件数が13件ですか、職場の都合でということでしたけれども、延長保育ができなくてどうしてもそちらのほうに連れて行くというのがあると思うんです。それで、この委託が13名ということで、この13名にかかって他町村に支払っている金額のほうは幾らになるのかわかりますか。

議長 (金子芳継)  
福祉課長

(加藤正美)

施設には施設給付費ということで支払われておりますが、具体的な額につきましては手元に資料ございませんので、ちょっとお待ちいただきたいと思えます。

議長 (金子芳継)  
10番

(小澤高道)  
それと、保育所の小規模校になるようではすけれども、統廃合等に向かっているよううわさがちらほら聞こえてきますけれども、保育所がなくなるとことは小学校の存続も危ぶまれるという。地域住民皆さんが思っていることで、先般、全員協議会の資料で小中学校のあり方についての意向調査結果が出されました。が、その中で統合等が6割弱、その反面、現状維持というのが5割を占めています。それで、学校は地域にはなくてはならない存在だという意見がございます。保育所を含めた小中学校の今後の進め方が非常に大事というふうに思いますが、そこら辺について当町の考えをお聞かせください。

議長 (金子芳継)  
教育次長

(畠山広栄)

お答えいたします。  
アンケートの結果については、今後総合教育会議で、それから自治会長会議に結果を発表しながらある程度のご意見をいただきながら、まずはそういうふうに進めていきたいと考えております。

議長 (金子芳継)  
10番

(小澤高道)  
それは、小中学校ですよ。保育所の統廃合等については、どういう話に

なっているのかちょっと。

議長 (金子芳継)  
総務課長

(木村信悦)

保育所の関係につきましては、私のほうからお答えさせていただきます。  
町のほうの行革推進大綱におきまして、山本地域の保育園につきましてこちらから整備、統廃合等含めて検討するということになっております。特に、下岩川保育園につきましては、児童数がかなり1桁台ということもありまして、この統合につきまして検討しておりまして、昨年もありましたけれどもことしに入りまして保護者に説明会を1度開催しておるところでございます。保護者説明会の内容につきましては、福祉課長のほうから答弁させます。

議長 (金子芳継)  
福祉課長

(加藤正美)

保育園の関係、福祉課のほうからご説明します。  
昨年11月5日の日に下岩川保育園において、町の保育園の現状について、特に下岩川の保育園の状況について説明しております。それで、年々児童数が減ってきているということ。それで数年後には1桁台になるということで、そこら辺も含めて説明をして、町としてもそれを踏まえて、やはり保育環境を考えたり、また施設の管理、保育士の職員の配置などを考えて統合に向けていきたいという考え方を伝えております。その時点では、いろんな意見もありました。やはり統合についての子供の不安、特に新しい場所に行くと、保育園に行くと不安とか、親のほうの不安もあるということであったんですが、特にその大きな強い反対の意見というのは聞かれませんでした。それでそれを受けまして、ことしの5月25日ですが、もう一度保護者説明会ということで町のほうの統合についての考え方、29年度を目指したいということを含めて説明しております。それで、下岩川では平成25年に統廃合についての検討委員会がありました。山本地域。その段階においては、やはり学校の再編が決まった段階で改めて検討はどうかということとか、3園が同時統合が望ましいというふうな意見もありました。ただ、その時点からまた月日がたっておりますので、先ほど言いましたように下岩川保育園については特に児童数が今年度は11人、来年は8人の見込みとなっております。そういう状況も踏まえて、まず下岩川だけは29年度の統合を目指したいというふうなことで考えております。

議長 (金子芳継)  
10番

(小澤高道)

保育園児の数が少ないということではすけれども、保育所の対応がどうしてもできないというのが現状にあるようです。それで、森岳の保育所等に入ったりして人数が少なくなっているという現状があります。それで、さっきも

言ったように保育所がなくなるということは、小学校も逆に言うところの後続かなくなるというのが危惧されます。そこら辺も含めた総合的な判断で行うと、その保育所、小中学校の考えを進めていただきたいというふうに思います。

続いて、2点目です。

先ほど、国の補助金でということでありましたけれども、仮に整備するとなった場合、国の補助金事業で補助事業で設置された公園であれば、補助金の返還、用途変更などの手続等もあるのでしょうか。

議長 (金子芳継)  
山本総合支所長

(山田幸樹)  
お答えします。

仮に整備するとなった場合に、補助事業で実施しない限りは公園の機能に影響がなければ補助金の返還、あるいは用途変更の手続はないと伺っておりますが、再度関係機関へ確認する必要があります。以上です。

議長 (金子芳継)  
10番

(小澤高道)

いずれこの惣三郎沼公園、森岳温泉の活性化、それと前回というか前に堺谷議員が質問したように、ふるさと文化館の駐車場について階段が急なため高齢者が建物のそばに行くのが非常に不便だということがございまして、あそこら辺周辺をぐるっと回れるような、バスが回れるような、それから文化館の後ろを駐車場に加工したフラットな道をつけるとか、そこら辺の整備をしながら利用促進に努めていっていききたいということで、そういう駐車場の整備等も考えているのか伺います。

議長 (金子芳継)  
山本総合支所長

(山田幸樹)  
お答えします。

高齢者向けの駐車場の整備も含めまして、今後検討してまいります。

議長 (金子芳継)  
10番

(小澤高道)  
終わります。

議長 (金子芳継)

終わりますか。以上で10番、小澤高道議員の一般質問を終わります。

1時まで休憩します。

午前11時40分 休憩

午後 0時59分 再開

議長 (金子芳継)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

10番、小澤議員の質問に対して答弁が保留されておりました件を福祉課長より答弁いたします。福祉課長。

福祉課長 (加藤正美)

午前中にご質問ありました件について、お答えします。

町外へ入園している子供さんの施設への支払っている給付費、施設給付費ですが、6施設で97万3,000円、これは5月分97万3,000円となっております。以上です。

議長 (金子芳継)

一般質問を続行いたします。

5番、清水欣也議員。5番。

5番 (清水欣也)

それでは、私から税務処理の問題点について、ということで質問をいたします。

私たちの町の税務課で処理している年間の税務処理件数、つまり納税者延べ件数でございますけれども、これが2万9,900件でございます。大変な数字でございます。個人町民税、法人町民税、固定資産税、それから軽自動車税、それから国保税、合わせて2万9,908件の処理件数がございました。27年度でございます。大変な件数であります。その上に、国からこの複雑なその通達やら難解な基準が示されてまいります。税務課の仕事はどちらかと言うと、地味な仕事でありますけれども大変難儀なセクションであると思っております。行政体の運営というのは、税に始まり税に終わるとまで言われるくらいに税は行政執行上の根幹をなすものであります。したがって、課税権のあるものにとっても非常に大事な問題であるわけでございます。

一方、この納めるほうの納税者から見れば、強制的に持っていかれるお金であります。しかも納付したからといって、直接その代償があるわけではありません。ですから、住民はこの税金の話になると非常に敏感になるわけがあります。そんな中で、我が税務課は非常によくやっているとは私はいふふうにかねがね評価をしております。

ただ、残念ながら最近その税務処理に関して法令や通達等の適用が不適切であったり、また職員の認識や調査不足による課税誤りなどによって加算金をつけて税の還付や返還をするというそういうようなケースが目立ってきております。加算金は還付金や返還金にかかわる一種の遅延利息に当たるもので、その原資は住民の税金でございます。ですから、事の頻度や内容、加算金の額などによってはその責任の所在を問われてもおかしくない、そういう案件だと思いますけれども、ここのあたりについてはどうも町は意識的にそこに触れるのを避けようとしている、そのように見えるのであります。税務

に関する事務には、その事務の性質上、秘匿性が強く個人情報の提供が厳しく制限されているために、この壁に遮られて税の執行の状況がよく見えないという事情が存在いたします。この仕組みを盾に自分たちに都合のよく利用して課税徴収状況の説明を拒んだり、責任の所在を曖昧にすることのないように、厳正な姿勢で臨むべきであると思っております。このことに関連して以下の質問をして町の考えを確認をしたいと思っております。

まず1つは、平成27年度までの10年間、この10年間で加算金を含めた還付金、それから返還金、これを合わせて5,723万7,000円がありました。10年間あります。このうち、その町の不手際な税務処理を行ったことによって加算金をつけて還付や返還をしなけりなかつた件数、それから金額及びその加算金の額はどのくらいあるものだろうかというのが大きな1番目の質問でございます。

それから、先日、固定資産税の住宅用地特例措置の運用誤りによって、国保税も含めて総額963万2,800円を還付と、還付ないし返還をいたしました。これは4月8日に全て支払いをしているはずであります。その件についての質問でございます。3つでございます。

この還付返還をしたわけですが、これには何の責任も伴う余地はないのかというのが1つの質問でございます。何らかの責任の取り方を考えなくてもよいのか、そういう質問でございます。この還付返還対象になった納税者には確かに謝罪はしたとしておりますけれども、その加算金というのは利息であって住民から見れば損害金であります。その損害金を住民の税金で穴埋めされたわけです。その住民に対してはどうなのか。対応は考えなくてもいいのかというのが、まずこの大きな2番のうちの1つの質問でございます。

それからもう1つは、その遡及年数、遡及金額、それからその対象納税者への説明、これらの返還ないしは還付に際しとった町の対応というのは適切であったかと思うかどうか。これが2つ目。

それから、3つ目は、固定資産税等返還要綱、支給要綱というのがあるんですけども、この要綱の対象にほかの町民税の税目を加えてはどうかという質問でございます。今この要綱は、固定資産税と国保税だけが対象でございます。これを個人住民税も対象にしたらどうかというそういう質問でございます。今、個人住民税が対象になっていないのは恐らく個人住民税には申告課税の要素があるからというのがその理由だと考えておりますけれども、課税ミスによって過大に課税されるリスクというのは固定資産税と国保税だけにあるとは限らないと思うからでございます。

それから、大きい3つ目の質問でございます。

平成20年8月22日にある人に対して、固定資産税を返還をいたしました。もちろん利息をつけて5年間にわたって5年間分を返還したわけでありましてけれども、この方は9年間納税をしてきました。それを5年だけ返還した理由は何かという質問でございます。

それから、大きい4つ目の質問であります。

町では、平成23年度から住民が世帯分離をした場合、住民税の扶養控除は適用しない、そういう方針をとってまいりました。しかし、この取り扱いが違法ないしは不適切な運用であると我々はずっと主張をし続けてまいりました。その結果、町はその一部について加算金をつけて還付したわけでありまして。そこで、質問でございます。

その扶養控除を認め還付した件数、金額及び加算金の額は幾らかということでございます。

それから、その還付する際に、返還する際に調査をしたはずですが。その調査対象件数は幾らであったかということをお教えいただきたい。

それから、3つ目。その還付した納税者に対してどのような形の対応をしたのかどうかというのが3つ目の質問でございます。

そして、大きな最後の5つ目の質問でございます。

私たちの町には、コンプライアンス委員会という委員会があります。ありますというか、あるはずでございます。その当該委員会は、実際どのような役割を持っているのかという。そしてまた現在その役割は機能しているのだろうか。それで、その委員会はどのような問題を検証や審査の対象にしているのか。税関係のものも対象にしているのかどうか。そういうことをお教えいただきたい。

以上が私の質問でございます。以上でございます。

議長 (金子芳継)

5番、清水欣也議員の壇上での質問が終わりました。当局より答弁を求めます。町長。

町長 (三浦正隆)

それでは、私のほうから、5番、清水欣也議員のご質問にお答えしたいというふうに思っています。

大分多岐にわたる内容でございますので、詳しくご説明できるかどうかちょっと心配でございますけれども、詳細な部分につきましては担当課長に説明させたいというふうに思っております。

まず、1点目の町が合併してからこの10年間で町の不手際な税務処理を行ったことにより、加算金をつけて還付や返還をした件数、金額、加算金の額は幾らかというご質問についてでございますけれども、まず、町の税務処理におきまして、税の還付や返還をするケースが続いたことに対しまして、改めてお詫びを申し上げたいというふうに思っています。

ご質問につきましてですが、この10年間の間に加算金をつけて還付や返還をした件数は40件でございます。金額にしますと833万4000円というふうになっております。40件の833万4000円。その加算金が243万6000円というふうになっております。

次に、2つ目の項目でございます。

固定資産税の住宅用地特例措置の適用誤りにより還付返還した件でござい

ますけれども、この（１）のご質問の「この還付・返還措置には何の責任も伴う余地はないのか。何らかの責任の取り方を考えなくてもよいのか。」という点につきましては、例えば、国家賠償法には公務員に「故意又は重大な過失」があった場合の求償についての規定がございます。今回の件におきましては、担当職員が法令に違反することを認識しながら、故意に不適正な事務を行ったというようなことは無いものというふうに思っておりますし、また、同様の事例が、皆様も御存じのとおり県内外の多くの市町村で発生していることなどからも、この特例措置が創設された当時、国から市町村への制度周知が十分行き渡らなかった可能性も考えられます。そのため、担当していた職員の著しい不注意があったとか、それから重大な過失があったというふうに結論づけることは、なかなか難しいのではないかと考えております。

しかしながら、町民の皆様にご迷惑をお掛けしたことは事実でありますので、関係職員に対しましては、こうしたミスに対する自覚をしっかりと持ってもらうために反省を促していくことともに、今後、同じようなことを再演しないように、平成２６年に策定しました「三種町税務事務運営方針」に基づきまして、適正な課税事務に努めてまいりたいというふうに思っております。

ご質問の２番目の（２）の遡及年数、遡及金額等々につきましては、さきの議会前の全員協議会においてご説明申し上げましたように、対象者に対しまして基本的に自宅を訪問して謝罪と詳細の事情説明を行い対象者の了承を得ることができたと思っておりますし、平成２７年度３月補正予算に当該金額を計上しまして、議会の議決を得て還付、返還を行ったものでありますので、適切に措置がなされたものというふうに考えております。

その次の（３）の部分につきましては、当面は固定資産税等に係る返還金支払要綱によるものとしまして、他の町税等につきましては、仮に５年以上の還付の対応が必要と判断されるような事案の発生があれば、その都度、個別の事案に応じて対応してまいりたいというふうに考えております。返還金支払要綱による返還は、返還対象を固定資産税とそれに関連した税に限定していない自治体もごく一部にはありますけれども、大部分の自治体は固定資産税とそれに関連した税をその対象としております。当町の場合は、現行どおりいきたいというふうに考えています。

ご質問の３番目につきましては、平成２０年当時は返還金支払要綱自体が制定されていなかったことから、この返還の根拠を地方税法の規定に求めざるを得ませんで、その規定に基づいて還付を行ったものと考えてございます。

それから、ご質問の４番目の（１）につきましては、扶養控除を認め還付した件数は８件で、本税額としては３０万５００円でございます。還付加算金額は１万４、９００円となっております。

同じく、ご質問の４番目の（２）につきましては、平成１８年４月から平成２４年１２月までの間に、世帯分離の届出が１１５世帯ありまして、平成２３年度課税分から平成２５年度課税分までおのおの給与支払報告書、確定

申告書などを１件ずつ精査したところでございます。

ご質問の４番目の（３）につきましては、扶養控除適用漏れ対象者に対しては文書を発したうえで口座等をお知らせいただき、平成２６年度中に還付処理を行ったところでございます。

大きな５番目のご質問の内容でございますけれども、「コンプライアンス委員会はどのような役割を持っているか。そしてまた、どのような問題を検証、審査しているのか」というご質問でございますけれども、正式には「コンプライアンス推進委員会」という名称でございますが、設置要綱の中では、その所掌事項として１、コンプライアンス行動指針というのを設定しています。この指針に関すること。２、法令違反、事故等の不祥事防止対策に関すること。３番目としまして、内部通報に関すること。それから、４番目が職務の公正な遂行を妨げる働きかけに関すること。５、その他必要と認める事項。この５つが定められております。これが設置要綱の中の所掌事項でございますけれども、ご質問のありました、不祥事等について個別に審査することを目的とした委員会ではないということをご理解いただきたいと思います。ただいまご説明したとおり、法令違反等の不祥事防止対策もその重要な任務となっておりますことから、本件のように、町民の方にご迷惑をおかけしたような事案に関しましては、分野のいかんにかかわらず、必要な検証を行った上で、有効な再発防止対策につなげていけるよう機能させていきたいというふうにこれから考えております。

とりわけ、本事案を教訓といたしまして、制度改正時における法令や国通知等のチェック体制と情報の共有のあり方につきまして、他団体の例も研究しながら現在指針づくりに取りかかっているところでございます。

以上、答弁申し上げます。

議長（金子芳継）

当局の答弁が終わりました。

５番、清水欣也議員の再質問を許します。５番。

５番（清水欣也）

大きい１番については、わかりました。わかりましたというか、これは皆さんの判断でしょうから、私は書類を見たわけではないので、それはそのまま受けとめたいと思います。ただ、これを多いと見るか少ないと見るかというのは問題がありますけれども、その話もしてもしようがありませんので、次に入りたいと思います。

大きな２番ですけれども、実は確かに町長の言うように議会も通りましたからそれでいいだろうということをおっしゃっていますけれども、私は間違っていたことをどうのこうのって、むしろそっちのほうに重点を置いた質問でないんです。むしろ、人間ですから必ず間違いがあるわけで、それが過失重大か重大でないかというのが問題になるわけでございまして、今回は私の質問はその過失の部分に対して一生懸命やるんじゃないんです。むしろその後、その後のその処理の仕方に非常に問題があるという。何点かこれから申し上げ

げて、その答弁をいただきたい。こういうことをございます。

ごめんなさい。その前に責任問題のことをございます。私は、損害賠償をすべきじゃないかというそういう視点で言っているんじゃないんですよ。その今回の問題はいろんな責任の取り方があるでしょう。例えば、謝罪、それから職員に対する訓告とか何とかかんとかというそういうような分限的な責任の取り方。そういうことを申し上げているんです。例えば、県はこの間、特別障害者手当の重度障害者加算、これを間違っで最大6年5カ月にわたっでさかのぼっで負担をいたしました。そのときに、関係職員に対する処分というこで、ある一定の処分をしたわけですよ。こういうこで、あるいは町長みずから謝罪を正式にやるとか、そういうようなやり方は考えていないでしょうかという、そういう質問だったんございます。損害賠償をせいでいうような、もちろんそれも含むわけですよけれども、私が言っているようなそういうものを含みますよという、そういうこでは考えていないでしょうかという、そのこでございます。

議 長 ( 金子芳継 )  
町長。

町 長 ( 三浦正隆 )

先ほど壇上ご答弁申し上げましたように、担当のほうからもるる説明させていただきましたし、町のほうでも今後再演にしないというこでいろいろご説明申し上げます。この担当職員の処分等につきましては、考えてございませんで。

議 長 ( 金子芳継 )  
5番。

5番 ( 清水欣也 )

それでは、後処理の問題について質問をいたします。

1つは、予算もない状態、それから要綱も改正されていない段階で、既に返還金を支給することを決定してしまっているわけですよ。それは私は違法だと思っでいるんですよ。つまり、予算もないのに支出負担行為をしているという。後になって、これを補正しなければならんでないなんて議会を開いて、結局議決はしたわけですよけれども、そういうやり方というのは違法でしょう。それを確認したいというんございます。

議 長 ( 金子芳継 )  
総務課長。

総務課長 ( 木村信悦 )

済みませんで、そこら辺の日にちにつきましては、ちょっと確認させていただきますと思っでいます。

議 長 ( 金子芳継 )  
5番。

5番 ( 清水欣也 )

では、もう少し詳しく申し上げます。

この皆さん返還したのは、返還することを決定したのは、平成28年の1月ですよ。決定して1月25日に本人に通知したわけですよ。済みませんでしたって。あなたにはこのぐらい返しますって、金額までも明示して通知したんですよ。これは明快な支出負担行為なんです。契約なんですよ。何で予算もないのにこれを支出負担行為をすることができるんございますかっていうのが、今回の質問なんです。もう25日に、私これ議会が終わっでからこれわかったんですよ。実は私、20年以上もわたっで納税してくれた人たちに私は訪問してきました。そうしたらその通知書を見せてもらったんですよ。ところが1月25日に、もう明快にその人の金額も書いていないじゃないですか。これだけ支払いますって。そのときに何も私まだ議決していないんですよ。そのときに予算はどのぐらいあったと思っでいますか。総務費の町税対策費の出資金のところに310万の予算があるんですよ。これはあれでしょう、還付金でしょう。返還金じゃないんだよ。それで、そういうところでもう既に皆さん決定してしまっているんですよ。これ違法でしょうって。その後、3月1日になって予算提案になってきたわけだ。なぜ私これを問題にしたいかって言うと、こういうこでなんですよ。本当はこの問題については、20年度以上のものについても支払うべきか支払うべきでないのかということ、この要綱の存在も含めてですよ、3月の補正予算の提案する際にこれを議論すべきであったんですよ。遡及期間を含めてどうするかという問題。これが筋なんです。そうすれば、このように私の質問で前回の議会のときのようなごたごたなんて起きなかったわけですよ。ところが、予算成立前に既に通知を出している。1月25日に。そして20年分の返還を約束してしまっている。だから私の指摘に、今さら訂正するわけにもいかないで、たまたま書類が20年までのものしかなかったという言いわけを持ち出さざるを得なかった。そういうこででしょう。ということで、私これは違法じゃないかと言っでいるんですよ。

議 長 ( 金子芳継 )  
暫時休憩します。

午後 1時32分 休憩

午後 1時34分 再開

議 長 ( 金子芳継 )  
会議を再開します。

税務課長 ( 児玉直久 )

ただいまの件についてお答えします。

議員は1月25日に確かに金額が入っでいたんございますけれども、それをすぐ支出負担といっでいますか、と言うには少し無理があろうかと思っでいます。い

ずれ実際に支出負担を起こしたのは、議会終了後3月22日に起票して伝票処理を行っているところです。

議長 (金子芳継)

5番。

5番 (清水欣也)

苦しい答弁ですな。いいですよ、私も後で收拾する発言を申し上げますから。それはそれでいいんですけどもね。だったらどうしてあれですか、そう言うから追い打ちをかけるんだけれども、だったら何でこの数字を相手に示せますか。相手はそれを持って信じているんですよ。これ町長の判こついで行っているんだ。まさに契約でしょう。これ町の意味なんですよ。これ支出負担行為ではなくて何なんですか。あのね、ちょっと收拾します。これは後づけで議会で議決した場合は、百歩譲って良しにしましょうというそういう判例が、行政実例があるんですよ。それは後になってどうしてもなくなった場合。だから、我がほうも一旦議決したから、後いいことにはなるわけですよ。なるわけですけども、私が一番言いたいのは、20年以上もあるものを20年以内におさめなければならなかった。そうするためには皆さんこういうようなことも、たまたまというふうなへ理屈をつけなければならなくてそうなっている。私それを何とかして崩したかったわけですよ。だからこういうような論理も横から持ってきたわけ。だから、この時点では完全に違法だっていうことを私は申し上げたいと思います。

それから次に、こういう問題があります。

皆さんあれでしょう、議会全員協議会に示した資料の中に、今課長お持ちですよ。それをちょっと見てください。「地方税の規定と町の要綱に基づき最長20年にする」という表現があるんです。これはどういう意味ですか。どういうことを言っているんでしょうか。要綱は地方税違反だからだめだよと、だから地方税の規定に基づいて20年にするんだよってこういう意味ですか。どういう意味なのか教えてください。地方税の規定と町の要綱に基づき最長20年にする、これはどういう意味なんですか。

議長 (金子芳継)

税務課長。

税務課長 (児玉直久)

お答えします。

それこそ、いわゆる5年分は地方税の規定で還付できますので、それを超える部分を20年までとしてそこを要綱で還付するというところでございます。

議長 (金子芳継)

5番。

5番 (清水欣也)

ですから、地方税法には縛られないんですよ。そこがポイントだ。

議長 (金子芳継)

税務課長。

税務課長 (児玉直久)

確かに、要綱自体は地方税法の枠の外であります。しかし、やはり地方税に規定されている部分、5年分は地方税法の規定に従うべきものと思いますし、それこそそれを超えた分は地方税法に縛られない部分で要綱で還付しているというふうに理解していただきたいと思います。

議長 (金子芳継)

5番。

5番 (清水欣也)

つまり、地方税法にも国家賠償法にも縛られないんですよ、うちの要綱は。違反していないんだ。だから、要綱どおり20年以上のものを出してもいいでしょうという話なんですよ。せっかくここで20年以上も返還しますよって書いてある要綱がありながら、どうして地方税法に基づいて、要綱に基づいて20年にしなければならぬんですか。そこを言っているんだよ。

議長 (金子芳継)

税務課長。

税務課長 (児玉直久)

いずれ確かに、全員協議会でしたか、3月の議会のほうでしたか、当初の要綱では確かに20年ということは明示しておりませんでした。ことしの3月1日付で全員協議会での席でも申し上げましたように、20年というのを明示することにしまして、その線に沿って行っております。これについては、3月議会での答弁にもありましたように、上限がなければ確かに当事者にとっては文句のないところだとは思いますが、しかし、そこで答弁のところに戻りますけれども、まず………(「わかりました」の声あり)。

議長 (金子芳継)

5番。

5番 (清水欣也)

必要性は認めますよ。だけれども、それはこの次でしょう。今は、この要綱のどおりやらねばならないんでしょう。それがいろいろ考えて、これからはこうすべきだと言ったんだったら、この後でやればいいじゃないですか。そういうことですよ。

それから、もう1つおかしいところがあります。

3月1日で要綱を改正しました。この3月1日で改正したのは、どういうことでしょうか。3月1日で改正したからどうだということでしょうか。

議長 (金子芳継)

税務課長。

税務課長 (児玉直久)

3月1日に改正して、同日施行としております。

議長 (金子芳継)

5番。

5番 ( 清水欣也 )  
ですから3月1日に改正したことで、今度の20年のものを返さなければならぬということと何か関係あるんですか。さかのぼることでしょうか。遡及適用させるということなんでしょうか。そこをちょっと。

議長 ( 金子芳継 )  
税務課長。

税務課長 ( 児玉直久 )  
それこそ、議会の予算議決の日と同じになっていますので、必ずしもさかのぼっているとは考えておりません。

議長 ( 金子芳継 )  
5番。

5番 ( 清水欣也 )  
3月1日に改正するのはいいですよ。それは、この次そうすればいいというそういうことでしょう。大体、3月1日のものを既に1月25日に通知したものを遡及して適用はできないわけですよ。行政政策不遡及の原則ってあるでしょう。既に終わってしまったものを、今ここ要綱つくって、いや実は前のやつを改正して、さかのぼって適用させますって、それはできません。ですから3月1日で、この間も前の議会でこう答弁しましたね。3月1日で改正したのでそれに基づいて支給したいと思えますって答弁しているんだよ。できないって、そんなこと。さかのぼることができないんだ。特に、住民の不利益にこうむることは遡及してはならないという、これが定説なのよ。だから、そういう意味でさかのぼって適用させることもできません。だから私、20年以上のものは20年以上のものでやればいじゃないかって、何も問題ないでしょう。何も問題ないんですよ。なぜそれが20年以上のものを出してもいいことになっているのを、わざわざここでやめねばならないかと。もしそうだったら、もう最初から要綱を改正して、最初から予算をとって、そしてやるべきですよ。それもみんな投げてですよ、3月の議会で議決したときに我々はさかのぼってこれはこうしますって言ったって、それはできませんよ。私は何とかして今回の議会で、たまたま20年の書類しかなかったということは何とかして崩そうと思って一生懸命頑張っているんですよ。

それで、その次に、たまたま20年の書類がデータしかなかったからということについて反論いたします。

実は、私にいろいろ情報提供してくれた人がいるんですよ。そのときには、もう昭和の時代からのものもある、4件ある。それでこの国の通達は、昭和40年ごろ出た法律だと。それで、要綱を改正して、そのこういったものについては、20年を超えたものについては要綱を改正して20年分を支払いたい。こう言っているんです。つまり、20年の書類があるんだよ、もう。データがある。それを、したくないために20年とするという表現を使っているわけだ。たまたま20年のものしかなかったというのであれば、そうい

う表現は使う必要ないでしょう。要綱の範囲内でできるんだから。たまたま20年分の書類しかなかったので20年とするというのであれば、それはどういうことかと言うと、要綱の範囲内で処理するという意味なんだ。そうでしょう。どう要綱を変える必要ない。それでちゃんと私にそういうふうな20年以上の書類もあると、私さ説明してくれているんですよ。それうそだったの。

それから、もう1つ。私実は20年以上にわたって納税しているその4人のうち2人にお会いしてきました。それから20年以下のものについても1人にお会いしてきました。その人いわく、役場職員がこう言ったって言うんですよ。「何とか誰それさん、あなたは20年以上にわたって納税されているけれども、時効が20年だから何とか悪いけれども20年に打ち切らせていただきたい。」こうやって説明していったって言うんだよ。ちゃんと20年以上の書類があるじゃないですか。

それから、20年以下の人にも聞きました。そうしたら、「いや、今回申しわけございませんでした。あなたのは20年以下ですけれども、20年以上のものもある。そういう人については20年で役場は打ち切らせてもらっています。」ってこういう説明したそう。ちゃんと書類あるじゃないですか、20年の。それをたまたま20年のデータしかないから20年にするなんて、そんな言い逃れと言えいいか、それはだめですよ、そんなことじゃあ。だから、20年以上のものも今から遅くないですよ。何も違法でないんだから。「これからは20年にします。要綱をこう改正します。ただし、前のものの要綱どおり20年以上の分はそれは支給します。」予算をとって払いなさいよ。でないと、今私申し上げているこんないろんな問題点が出てきますよ。いかがですか。

議長 ( 金子芳継 )  
税務課長。

税務課長 ( 児玉直久 )

まず、20年分のデータということでございますけれども、私がうかがっているのは、もちろん御存じのように17年末、18年度から合併したわけですけれども、そのときに電算のデータも引き継いだということでございます。それで、その前はソフトウェアの供給元が異なっていたために、まず10年をめどに引き継いだと。それでも十分管理にはいかなかった部分も少しあったようです。それを補いながら20年分をはじき出したというふう聞いておりますが、もし20年を超えるものがおっしゃるようなところにあるかないか、それではもう一度確認調査したいと思います。

議長 ( 金子芳継 )  
5番。

5番 ( 清水欣也 )

私はその納税者にこう言ってきました。「誰それさん、あなたは20年以上のものもちゃんと、要求もらえるんだから、役場さしやべってもらいなさ

い」って、私そう言ってきました。何も俺間違っていないから。そう言ってきましたよ。これ私がこうやったこと、だめなことだべか。間違いでしょうか。

議長 (金子芳継)  
税務課長。

税務課長 (児玉直久)  
そのことの当否については、今のこのご質問の内容と合わないような気がしますので、当否については返答を控えさせていただきます。

議長 (金子芳継)  
5番。

5番 (清水欣也)  
課長一生懸命頑張って答弁くださっています。あなたのときの仕事でないので、非常に申しわけないのですけれども、よろしく願いいたします。

ということで、そういうような答弁をいただきましたので、次に入ります。それから、固定資産税と国保税以外も要綱の対象にという話は町長の答弁で、その都度対応を考えるという話でしたので、それはそれでわかりました。次に、扶養控除を適用しなかった問題についてであります。

私これを今回問題にしたのは、むしろ今回のこの特例措置の適用誤りよりももっと重要な根の深い問題だと思っているわけです。なぜかと言うと、この問題の最大の問題は、世帯分離した場合は扶養控除から適用外にするという、そういうのを町の方針にしたということが非常に問題だと言っているんです。今回のように誤って適用させているんじゃないかと、それが町の方針として、方針だということをやったことが大変な問題だということなんです。これは当時の新聞記者の方も非常に問題にされている。これは1つ、ある新聞テーマを掲げて追跡しようとまでおっしゃったんですよ。ところがある事情でそれをやめました。ある事情って何かというと、ここでは言いません。それだけそれぞれ問題点をみんな共有したんですよ。それで、そのときに町長は連合審査で恐らく思い出していただけたと思いますが、私が「これはこれからもこの方針をやるのか」って言ったら、町長が「これは今までのとおりこの方針はやります」と答弁したんですよ。さあ今度大変、ええって思ったわけですよ。ただ、その答弁はそれは撤回されないまま、まだ続いております。それで、確かにこれは非常に奥の深い問題になります。というのは、介護保険がだんだん右肩上がりになっていって、何とかしてこれを抑えなければならないというそういう事情があって、これの一原因になっているのが世帯分離と扶養控除の関係じゃ、世帯分離じゃないかって、そういうようなところにその論が及んだわけですよ。それで、それを町のほうでは平成22年にみんな職員の方が集まってどうするかという検討をした。だけれども、不合理な面がいっぱいあるから、これは町では世帯分離した場合は扶養控除から切ろうというそういう方針を打ち立てたんですね。これももう一律に。ここが問題なんですよ。それで結局そういうやり方をやっちゃったわけです。

それで質問ですけれども、町長これはあれですよ、このやり方は続けられませんよね。

議長 (金子芳継)  
町長。

町長 (三浦正隆)  
ちょっとこの世帯分離と扶養控除の何年か前の議論、ちょっと余り記憶にないんですけれども、その当時の議論というのは各市町村によってみんな違う、全国の市町村によって違うんですよ。確かに、議員がおっしゃるように税法上はその世帯分離と扶養控除は関係のない別の次元の話だという話だったような感じがしますけれども。ただ、3年前のとき、町のほうでは一定のたしかあの当時の清水さんかな、清水税務課長のほうじゃなかったですかね、一定の方向を出したというふうに思っていますし、それ以来は変わっていないというふうに思っております。

議長 (金子芳継)  
5番。

5番 (清水欣也)  
質問進めます。

今回、この何件か、8件とかって言っていますけれども、これは一部の範囲に限った人たちのものなんですよ。あの当時、世帯分離した件数というのは400件近くあります。そのうちの一部について調べている。だから私は、それで8件というのが出てきた。だから、それは私はこの質問で改めて申し上げますけれども、400件、300幾らだったと記憶がありますが、それ全体について調査をしてくださって、これが2番目の質問です。

議長 (金子芳継)  
税務課長。

税務課長 (児玉直久)  
まず、先ほどの答弁では私ども分離の届があったものが115ということで報告申し上げたわけですけれども、議員がおっしゃるようによそ400だということであれば再度確認したいと思います。

議長 (金子芳継)  
5番。

5番 (清水欣也)  
ぜひ、やってみてください。

それからもう1つ。その22年度にそういう方針をとりました。それで23年度になったら、今まで22年度までに扶養控除の申告したのが、23年になってばたばたとやめた人がいるんです。それは全部死んだわけじゃない、恐らく死んだわけではないし、私は調べていないですけれども、全部それやめた、23年度から申告をしなくなった人がいる。22年度まではしていた人が。それが結構いるんです。それは、恐らく町の主導で申告をしなかったんじゃないかという想定ができるわけです。恐らくそれみんな、そこでみんな

なその方が死んだわけじゃないでしょうから。そこで思い出すのは、介護施設へ役場の人から、扶養控除をとるか世帯分離をとるかどちらにせいと言われたという。それから、これは琴丘の施設、八竜の施設は、世帯分離した場合は扶養控除は適用ならないよと役場職員から言われたと。そういうことを思えば、23年度になって突然今まで扶養控除の申告をしていた人が今回しなくなったというのは、私はそのためじゃないかというふうに思っているわけですよ。本当言えば、この部分を精査してもらいたいんですよ。これは大変ですよ。これが申告制度の壁にぶつかってどうにもならなくなるというのが、このケースなんですよ。これ何かの方法は、課長ないでしょうか。これを調べる方法というのはないんでしょうか。

議長 (金子芳継)  
税務課長 税務課長。

税務課長 (児玉直久)  
大変申しわけございませんが、今にわかには思いつかないんですけれども、まずよく考えて検討してみたいと思います。

議長 (金子芳継)  
5番。

5番 (清水欣也)  
税金のことについては、調べるというのは大変なんですよ。特に申告制をとっているものについては大変なんですよ。付加価値方式だと、それは町では何とか入っていく余地があるんでしょうけれども。申告課税の場合は容易でないですよ。だからそれよくわかりますけれども、そういうような実態が現にあるということを頭に入れて、ひとつそれが調査可能かどうかを検討してみてください。

以上、今町当局から例のその20年以上のものについても検討してみるという回答を得ました。それから、その400件近いその世帯分離についても1回検討してみるという回答もいただきました。そういうことで、私の一般質問の目的は果たしたと思っていますので、これで終わります。

議長 (金子芳継)  
以上で、5番、清水欣也議員の一般質問を終わります。  
本日はこれをもって会議を閉じます。散会いたします。

-----  
午後 2時04分 散会